

気候変動の影響を踏まえた
播磨沿岸海岸保全基本計画の変更について

令和7年11月25日
兵庫県

目次

1. 現行の播磨沿岸海岸保全基本計画の概要 ······ p.1
2. 気候変動を踏まえた計画変更のポイント ······ p.2
3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要 ······ p.3
4. 施設整備の方針について（報告） ······ p.14



1. 現行の播磨沿岸海岸保全基本計画の概要

- 播磨沿岸は、広く瀬戸内海国立公園の海域指定を受けており、良好な海岸環境・景観を有する貴重な空間
- 県内の他の沿岸区分と比較しても多種多様（自然海岸、砂浜、工業港、漁港、埋立地）な海岸形態を有している
- 姫路港・東播磨港を中心に工業地帯が形成。海域利用は漁業中心で、鹿ノ瀬等主要な漁場が分布。海水浴・公園・マリーナなど海洋レクリエーション施設がバランス良く立地
- 瀬戸内型の気候であり、南～西北西の方向の風による影響が強いが、内湾に位置するため、波浪については静穏な海域である

宮排水機場・水門



姫路港



赤穂海浜公園



大蔵海岸



相生ペーロン祭



新舞子海岸（たつの市）



坂越港海岸



2. 気候変動を踏まえた計画変更のポイント

- ・海岸保全基本方針の変更等を受け、海岸保全基本計画の見直しが必要となった。
- ・技術検討部会の審議結果を踏まえ、現行の海岸保全基本計画の見直しを行い、気候変動の影響を踏まえた変更案を作成する。

計画変更のポイント① 海岸保全基本方針に基づき、気候変動による影響を明示

- 海岸保全基本計画の基本理念、基本方針等に気候変動の影響を考慮することを明示

計画変更のポイント② 現時点の最新の知見を基にした気候変動シナリオを明示

- 気候変動に関する現時点での最新の知見を基に、気候変動シナリオとして 2°C 上昇シナリオを想定した

計画変更のポイント③ 2100年時点を想定年次とした防護水準を設定

- 気候変動を踏まえ、2100年時点を想定年次として防護水準（潮位・波浪・津波）や代表堤防高を設定した
- 計画値としては、気候変動を踏まえた2100年時点で設定するが、確信度の高い予測結果をもとに、ソフト対策も組み合わせながら多段的な対策も検討する

計画変更のポイント④ 今後の気候変動の発現状況と最新の予測結果に応じた計画の見直し

- 気候変動の予測には不確実性が伴うため、モニタリングによる気候変動の発現状況や最新の予測結果に応じて、適宜、防護水準等の見直しを図るものとする

3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要

■現行の播磨沿岸海岸保全基本計画は、海岸保全基本方針に基づき、第Ⅰ編～第Ⅲ編の目次構成となっている。今回の計画変更に伴う目次の変更はない。

■播磨沿岸海岸保全基本計画の目次構成

【目次】	
海岸保全基本計画の変更にあたって	
第Ⅰ編 海岸の保全に関する基本的な事項	第Ⅰ編は、海岸保全に関する基本理念、基本方針、施策を示しており、海岸事業に限定せず広く検討 → 気候変動等に対応した内容の変更
1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	
1. 1 海岸の概要	
1. 2 海岸の現状	
1. 3 播磨沿岸の長期的な在り方	
2. 海岸の防護に関する事項	
2. 1 海岸の防護の目標	
2. 2 防護の目標を達成するための施策	
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	
5. 地区毎の特性の明確化と整備の方向	
第Ⅱ編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	第Ⅱ編は、海岸事業で対応可能な施設整備として、海岸管理者が直接対応する整備の内容と整備を進める際の配慮事項を示している → 防護水準の見直しに伴う整備内容の変更
1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	
1. 1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域	
1. 2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等	
2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	
第Ⅲ編 今後の取り組みにあたっての留意事項	→ 気候変動を踏まえた留意事項の変更

3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要

■「第一編 2. 海岸の防護に関する事項」は、技術検討部会で決定した防護水準について変更する。また、気候変動の発現状況や最新の予測結果により、適宜、防護水準等を見直すことを追記する。侵食に関しては、海岸保全基本方針を踏まえ、砂浜のモニタリングを行うことを追記する。

第一編 2. 海岸の防護に関する事項の変更 【 2.1 海岸の防護の目標 】

項目	現行計画	今回変更	参考資料1 対応頁	備考
防護の目標	(前提条件なし)	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動シナリオとして2°C上昇シナリオを想定することを追記 2100年時点を想定年次として、防護水準を設定することを追記 気候変動の発現状況や最新の予測結果に応じて、適宜、防護水準の見直しを図ることを追記 	P51	技術検討部会の審議内容
	●高潮・波浪に対する防護水準 過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、近年勢力を増している台風による高波等を考慮に入れた推算波浪の影響を加えて、これらに対して防護	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動の影響を考慮し、将来の台風期期待平均満潮位（H.W.L.）に計画偏差を加えた設計高潮位に、波浪の影響を加えて、これらに対して防護することに変更 	P51	
	●津波に対する防護水準 南海トラフで発生する地震による津波を対象として、発生頻度を踏まえた二つのレベルの津波 <ul style="list-style-type: none"> 概ね100年に1回程度の比較的発生頻度の高い津波に対して、原則として津波の越流を防ぐ 最大クラスの津波に対しては、津波の越流を一部許容するが、防潮堤等の粘り強い構造への補強などにより、浸水被害を軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 比較的発生頻度の高い津波に対して、気候変動の影響を考慮することに変更 	P52	
	●侵食に対する防護水準 現状の汀線を保全、維持することを基本的な目標とする	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動の影響を考慮することを追記 モニタリングと気候変動の影響予測を組み合わせて順応的に対応していくことを追記 	P52	海岸保全基本方針を基に追記
	高潮・波浪・侵食に関する防護水準表 津波に関する防護水準表	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動を考慮した高潮・波浪・津波の防護水準の数値に変更 	P53～P55	技術検討部会の審議内容

3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要

■「第一編 2. 海岸の防護に関する事項」は、技術検討部会で決定した防護水準について変更する。また、気候変動の発現状況や最新の予測結果により、適宜、防護水準等を見直すことを追記する。侵食に関しては、海岸保全基本方針を踏まえ、砂浜のモニタリングを行うことを追記する。

第一編 2. 海岸の防護に関する事項の変更 【2.2 防護の目標を達成するための施策】

項目	現行計画	今回変更	参考資料1 対応頁	備考
地域を守る 安全な海岸 の整備	<ul style="list-style-type: none"> 台風の高潮・波浪などによる浸水被害を防止するため、防潮堤の整備や嵩上げ、改良などを実施。また、高潮時の内水排除のため、排水施設の更新や適切な維持・補修を実施 レベル1津波に対しては、越流を防ぐことを基本とし、防潮堤の整備・補強に加え、陸閘などの電動化を推進 レベル2津波に対しては、越流した場合でも浸水被害を軽減できるよう、防潮堤などの粘り強い構造への補強を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動を踏まえた必要高を2100年時点の2°C上昇シナリオにて設定するが、ソフト対策も組み合わせた多段的な対策も検討することを追記 	P56	技術検討部会の審議内容
	予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な施設の維持・更新を実施	(-)	P56	現行計画にて対応
	自然海岸や砂浜、干潟が形成されているところでは、長期的な侵食対策に努める	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動に伴う砂浜の変動等に関するモニタリングを実施し、予測を重視した順応的砂浜管理に努めることを追記 	P56	海岸保全基本方針を基に追記
	施設整備を進めるにあたっては、自然環境に悪影響を及ぼさないように努め、土地利用との調和のとれた防護方式などを検討する	(-)	P56	現行計画にて対応
地域住民と 一体となっ た防災対策	情報の収集、発信などソフト面での対策	(-)	P57	現行計画にて対応
	地域住民と一体となつた防災活動の体制づくりや防災意識の高揚および知識の普及	(-)	P57	
	播磨沿岸の地域住民、各市町とより緊密に一体的な連携を強化	(-)	P57	

3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要

■「第一編 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項」は、現行計画を踏襲し、安全な海岸の整備（防護）を第一とし、環境・利用に配慮しながら相互の調和を図るものとする。

第一編 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項の変更

項目	現行計画	今回変更	参考資料 1対応頁	備考
海岸生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> 水辺の自然環境の保全 藻場や海岸林、磯場・岩場などの漁場環境の保全 突発的な油流出事故といった環境災害への対応 住民全体の協力体制の確立や組織作りへの寄与 砂浜の環境調査などの生態系保全活動の推進 人工構造物整備の際ににおける生態系の保全や共生に向けた調整・研究開発への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 「生物の生息環境創出のための施策」として、以下を追記 近年では「瀬戸内海環境保全特別措置法」（以下「瀬戸内法」）に基づく様々な対策が実施され、人工海浜の整備をはじめ、生態系や水質浄化にも配慮した施設の整備を進めてきたことから、水質は大きく改善 一方、栄養塩濃度が低下しており、養殖ノリの色落ちや漁船漁業の漁獲量減少も著しく、海の生産力そのものが低下していることが危惧 このことから、瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するため、2015年10月、瀬戸内法が37年ぶりに大幅改正 今後、瀬戸内法の理念である「豊かな海」の実現を目指し、漁業者をはじめとした関係者の意見を積極的に取り入れ、藻場・干潟や磯場などの維持や再生など、漁場環境の回復および創出に配慮した海岸環境づくりに配慮し、護岸等の整備及び補修・更新時には、藻場や浅場を形成する緩傾斜護岸の設置や、多様な生物の生息場を創出する機能を施設へ付加するなど、環境の改善に効果のある海岸保全施設づくりに努めていく 	P58	新たに追加

3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要

■「第一編 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項」は、現行計画を踏襲し、安全な海岸の整備（防護）を第一とし、環境・利用に配慮しながら相互の調和を図るものとする。

第一編 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項の変更

項目	現行計画	今回変更	参考資料 1対応頁	備考
陸域生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> 海岸整備に際しての事前の詳細な調査・研究 スダジイ群落などの植生について群落一体となった面的保全 柵の設置により人の進入を制限する生息地内立入規制 地域住民が主体となり長期的・継続的に保全対策を進めていくよう要請 保全すべき区域の拡大を視野に入れた保全対策、管理体制の確立の推進 	(一)	P59	現行計画にて対応
沿岸の景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> 優れた海岸景観、自然環境に配慮した砂浜の保全・回復 河川や海岸での堆積土砂を活用した侵食海岸の海浜の復元 砂浜への車両乗り入れや、ゴミ放置問題に対する海岸利用ルールづくりや規制強化の推進 地域住民の協力を得ながらの漂着ゴミなどの定期的な除去 環境教育による人材の育成と、適切な管理体制の確立への寄与 	(一)	P59	現行計画にて対応
積極的な環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 残された良好な環境の保全と環境レベルの維持 開発によって損失した環境、悪化した環境の回復と、新たに良い環境の積極的な創出 施設整備においては、環境への負担軽減などの配慮を行い、循環型社会の形成に努める 海域、海岸線、河口や河川などにおける管理区分や行政界などの既成の枠組みを超えた広域的・総合的な取り組み 	(一)	P60	現行計画にて対応

3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要

■「第Ⅰ編 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項」は、現行計画を踏襲し、安全な海岸の整備（防護）を第一とし、環境・利用に配慮しながら相互の調和を図るものとする。

第Ⅰ編 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項の変更

項目	現行計画	今回変更	参考資料1 対応頁	備考
歴史・文化資源の保全	<ul style="list-style-type: none"> 海岸や港に残る希少な歴史資源の活用と、背後地に残る歴史や文化遺産などと関連づけることで、地域特有の海辺の変遷が追認できるように配慮する 沿岸の各市町が海との関係が深い行事・祭事をはじめ、沿岸各地で開催されるイベント等を協力して盛り上げていくための体制づくりなどを支援する 	(一)	P61	現行計画にて対応
利用を促進すべきエリアの明確化となぎさの再生	<ul style="list-style-type: none"> 新規に利用を考える場合は、現状の利用状況を十分に把握し、関係者相互の調整・協議を行い、適正な利用を図るとともに、沿岸全体のバランスを考慮し、利用を促進すべきエリア、保全するエリアの明確化を図る 現状で企業が占有し、市民が水際線へ近づけない箇所について、人と海が豊かにふれ合える「なぎさ」の再生を目指し、パブリックアクセスを確保するなどの施策を積極的に推進する 	(一)	P61	現行計画にて対応
利用者へのルールづくりと適正な利用を促す施設整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ゴミの放置問題、美化問題について、住民活動やボランティア活動をはじめ、観光業者、来訪者等を含めた参加しやすいシステムづくりを進め、継続的な美しい海岸づくりに努める 環境教育の実施、里海・里浜インストラクター等の人材育成など長期的な視野に立った活動や、その活動を支援するためのシステムづくりを進めるなど、地域連携をより深めるための積極的な保全・教育活動の展開に努める 県や各市町及び関係団体による新たな体制・組織づくりを積極的に要請し、組織的な美化活動の展開を早期に図り、施設の利用者や観光客へのマナー啓発を進め、美化活動の状況を広報し、協力を積極的に呼びかけていくよう努める 迷惑駐車・騒音問題への対策を図るルールづくりと適正な利用を促す施設整備を推進する 	(一)	P61, 62	現行計画にて対応

3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要

■「第Ⅰ編 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項」は、現行計画を踏襲し、安全な海岸の整備（防護）を第一とし、環境・利用に配慮しながら相互の調和を図るものとする。

第Ⅰ編 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項の変更

項目	現行計画	今回変更	参考資料1 対応頁	備考
海岸利用の利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な海辺へのパブリックアクセスの確保として、人と海がふれあえる拠点づくりや、海辺の緑地や公園を利用し「みち」として繋ぐことで、より多機能な憩いの海辺空間づくりを推進する 関係機関と協力して利便施設をユニバーサルデザイン化することで、一層の利便性向上を図り、瀬戸内なぎさ回廊づくりによる海辺のネットワーク形成を推進する 幹線道路から海岸への容易なアクセスや、老朽化、破損施設の改善などの要求に対して、関係機関と協力して総合的な対策を検討し、利用者への安全性に配慮した施設整備、管理を行う 	(-)	P62	現行計画にて対応
背後市町の意向及びプロジェクトとの調整	<ul style="list-style-type: none"> 海岸利用の促進を図るため、背後市町の意向を積極的に取り入れる。意向を取り入れる際には、沿岸全体のバランスを考慮した適正な利用が可能となるように対応を図る 背後市町のプロジェクトで海岸整備に関係がある内容については考慮し、調整・整合のとれた利用を検討する。施設の構造についてはプロジェクトとの十分な整合に努める 	(-)	P62	現行計画にて対応
「環境型利用」への転換	<ul style="list-style-type: none"> 自然に一方的に影響を及ぼす「従来型の利用」から、環境レベルをより良い状態に戻しながら利用を進めるといった利用、生物との共生、環境への負荷が少ない循環を基本とした「環境型利用」への転換に努める 環境型利用を進めることで、環境に関連する新たな産業や活動が生み出される条件を整え、沿岸に新たな活気を起こすことを目指す 	(-)	P62, 63	現行計画にて対応

3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要

■「第Ⅱ編 1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項」は、技術検討部会で決定した防護水準について変更する。また、ソフト対策も組み合わせた多段的な対策も検討することを追記する。

第Ⅱ編 1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

項目	現行計画	今回変更	参考資料1 対応頁	備考
新設又は改 良しようと する区域	<ul style="list-style-type: none"> 高潮、津波、侵食等に対する防護の必要性がある区域 海岸保全施設が未整備の箇所、天端高不足や老朽化などにより現時点で所要の機能が確保できていない箇所、地震による地殻変動や地盤の液状化による沈下の恐れがあり天端高を維持する対策が必要な箇所、海岸保全施設の高度化が必要な箇所、侵食対策が必要な箇所について、海岸区分に加えて地区区分や整備内容の類似性などを考慮して設定した区域 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動の影響を考慮し、天端高が不足する箇所等を対象区域とすることを追記 	P81	技術検討部会の審議内容
海岸保全施 設の計画諸 元	<ul style="list-style-type: none"> 代表堤防高は高潮・波浪に対して必要となる高さと、津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値 個々に高潮・波浪に対して必要な高さは、設計高潮位に設計波に対して必要な高さ及び余裕高を加えたものとして決定 津波に対して必要な高さは、設計津波の水位を下回らない高さ 延長については、防護の必要性がある区域について、施設の整備状況を考慮して決定 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動シナリオとして2°C上昇シナリオを想定することを追記 2100年時点を想定年次として、防護水準を設定することを追記 前面の施設整備状況を踏まえて天端高を算定したものであり、実施設計にあたっては各施設において対策案を検討することを追記 	P83	
海岸保全施 設の整備内 容	<ul style="list-style-type: none"> 整備内容一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動を考慮した高潮・波浪・津波の整備内容に変更 ソフト対策も組み合わせた多段的な対策も検討することを追記 	P83 添付表	
海岸保全施 設による受 益地域	<ul style="list-style-type: none"> 整備によって高潮、津波による被害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動を考慮した受益地域に変更 	P84 添付図	防護水準を踏まえて設定

3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要

■ 「第Ⅱ編 2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」は、現行計画を踏襲する。

第Ⅱ編 2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

項目	現行計画	今回変更	参考資料1 対応頁	備考
海岸保全施設の存する区域	<ul style="list-style-type: none"> 維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域 	(一)	P88 添付表 添付図	現行計画にて対応
海岸保全施設の種類、規模及び配置	<ul style="list-style-type: none"> 維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域毎に存する海岸保全施設の種類、規模及び配置 	(一)	P88 添付表 添付図	現行計画にて対応
海岸保全施設の維持又は修繕の方法	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設の維持又は修繕の方法については、適切な時期に調査・点検を行い長寿命化計画を作成し、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な海岸保全施設の維持・管理を進める。 維持・修繕の方法は、対象施設の変状の種類や程度を踏まえつつ、新技術・新工法の適用性も検討し、ライフサイクルコストの観点も踏まえた最適な方法を採用するものとする 	(一)	P88 添付表	現行計画にて対応

3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要

■ 「第Ⅲ編今後の取り組みにあたっての留意事項」は、関係機関と連携したモニタリングによる気候変動の発現状況や最新の予測結果に応じて、計画を見直すことを追記する。

第Ⅲ編 今後の取り組みにあたっての留意事項の変更

項目	現行計画	今回変更	参考資料1 対応頁	備考
今後の調査研究	<ul style="list-style-type: none"> 多様な生物の生息空間の創出や水質改善効果について、専門の研究機関や学識経験者と連携 藻場・砂浜等の変化の把握、多様な生物及び生態系の実態調査等、他の関係機関と連携し、情報の共有化、調査の充実を図る 地球温暖化とともに気象・海象の変化や、海水面の上昇等、調査研究の進展などの情報収集 充分なデータが揃っていないものもあることから、今後は自然環境の情報収集が必要 老朽化への対応のため、適切な維持及び修繕に関する最新の調査研究の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した気候変動による気象・海象や環境変化に関するモニタリングを追記 	P97	海岸保全基本方針を基に追記
地域住民等の参画と情報公開	<ul style="list-style-type: none"> 海岸に関する情報の広く地域住民への公開に努め、事業の透明性の向上を図る 海岸に関わる多方面の関係者の積極的な参画を得る 情報公開の方法としては、広報紙、ホームページ、パンフレット等により行う 情報公開と地域住民等の参画による、防災知識の普及と意識の向上 	(一)	P97, 98	現行計画にて対応
広域的・総合的な調整・連携	<ul style="list-style-type: none"> 環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指し、関係機関が協力して沿岸域が一体となって取り組む 港湾などの関連計画との連携に配慮 侵食対策は、関係者と連携した適切な土砂管理方法の確立をめざす 	(一)	P98	現行計画にて対応
計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 災害等の発生により新たに施設整備の必要性が生じた場合には迅速に見直す 地域状況の変化や社会経済状況の変化など、海岸への要請に大きな変化が認められた場合においても、適宜、見直す 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングによる気候変動の発現状況や最新の予測結果に応じて防護水準を見直すことを追記 	P98, 99	第2回委員会審議内容

3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要

■第2回委員会審議内容：大阪港湾局での気候変動検討部会における気候変動に関するモニタリングの意見を踏まえ、関係機関等で計測している項目を今後のモニタリング候補が整理されている。

モニタリングの例

分類	項目	収集内容	入手先
海岸一般に関する情報	気象	天候、風況、水温	気温、気圧、風向・風速、海水温 アメダス、気象庁
	海象	潮位	朔望平均満干潮位、平均潮位、最高潮位 NOWPHAS、海象年表、気象庁 海上保安庁、国土地理院、各自治体
		波浪	波高、周期、波向 NOWPHAS、海象年表、気象庁
		流況	海域、沿岸域、施設周辺 海上保安庁、各自治体
	地形	砂浜、周辺地形	空中写真・衛星写真、地盤高（地殻変動等） 国土地理院等
			海図・海の基本図 海上保安庁
			汀線・深浅測量、砂浜幅、粒径分布 海岸管理者
環境に関する情報	水質	環境基準項目（河川、海域）	公共用水域水質測定結果、海水温、全炭酸濃度、周辺事業における調査結果 環境省、各自治体
	底質	底質の粒径、土壤硬度	周辺事業における調査結果 周辺事業者
	生物・生態系	海域生物 陸域植物	周辺事業における調査結果 環境省、周辺事業者、各自治体のレッドデータブック
	漂着物	漂着ごみ	漂着物の分布、量、内容及び原因 環境省、各自治体
利用（社会条件）に関する情報	地域条件	人口	周辺市町村人口、年齢構成 各種統計資料
		交通アクセス	主要幹線道路、アクセス道路、公共交通機関 各種統計資料
		背後地の土地利用	土地利用、産業構造 各種統計資料
		地域特性	地域特有の文化、景観 各種統計資料
		レクリエーション施設	施設・資源の分布、施設内容・利用状況 各種統計資料
	空間利用条件	海域利用	レクリエーション利用（サーフィン、マリンスポーツ等） 各種統計資料
			漁業利用、港湾
		陸域利用	レクリエーション利用（海水浴、祭り・イベント等） 各種統計資料
			海水浴客、観光客の入込数、利用される範囲
			漁業利用、日常利用、産業利用 各種統計資料
	法規制		各種関連法律

4. 施設整備の方針について（報告）

■ 2100年を目標とした施設整備について、以下の考え方により計画する

■ 気候変動シナリオ

- 2°C上昇シナリオ (RCP2.6)
- 目標年次 2100年

■ 将来気候における計画外力（播磨）

- 海面上昇量：+0.4m
- 高潮：T6523（昭和40年台風23号）
- 津波：想定安政南海地震津波（L1津波）



■ 計画諸元・整備対象区域の設定

- ▶ 広い範囲で海岸保全施設の天端高不足（1～3m程度）が生じると予測
- 施設整備については、できるだけ確信度の高い予測結果をもとに多段的な対応策を検討することが重要

■ 施設整備の方針

【当面の方針】

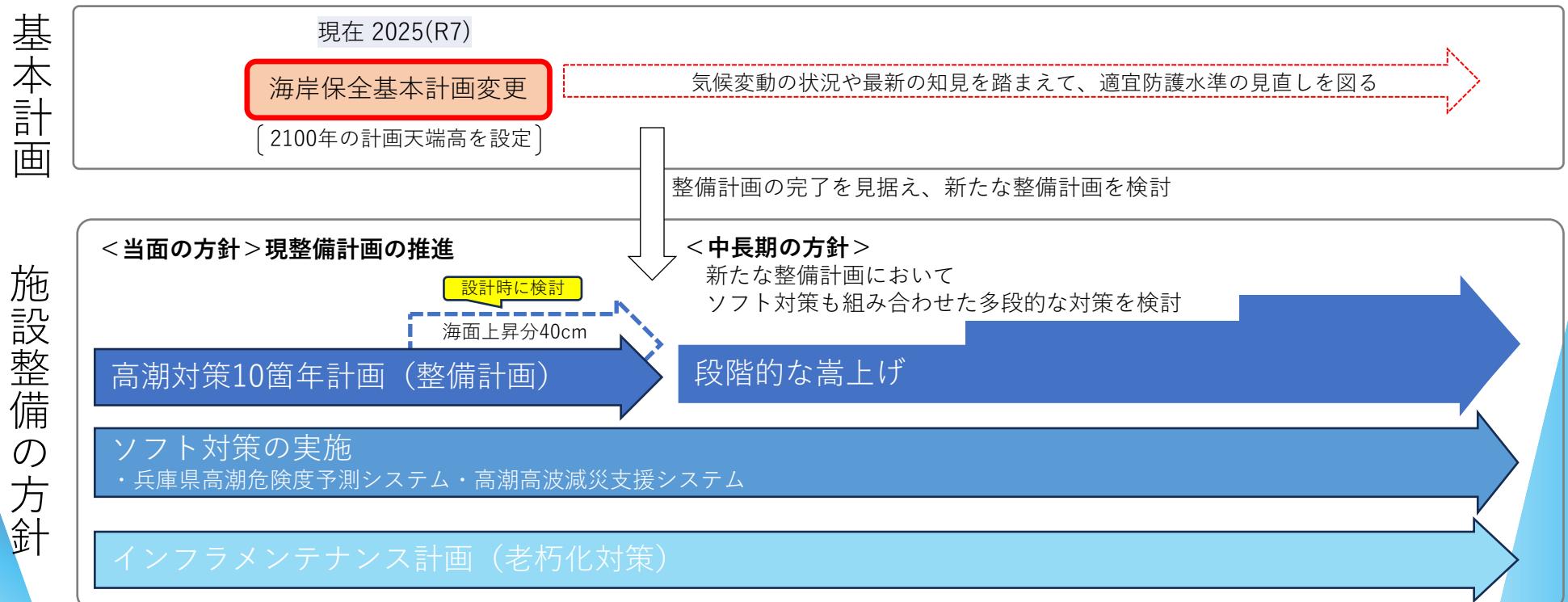
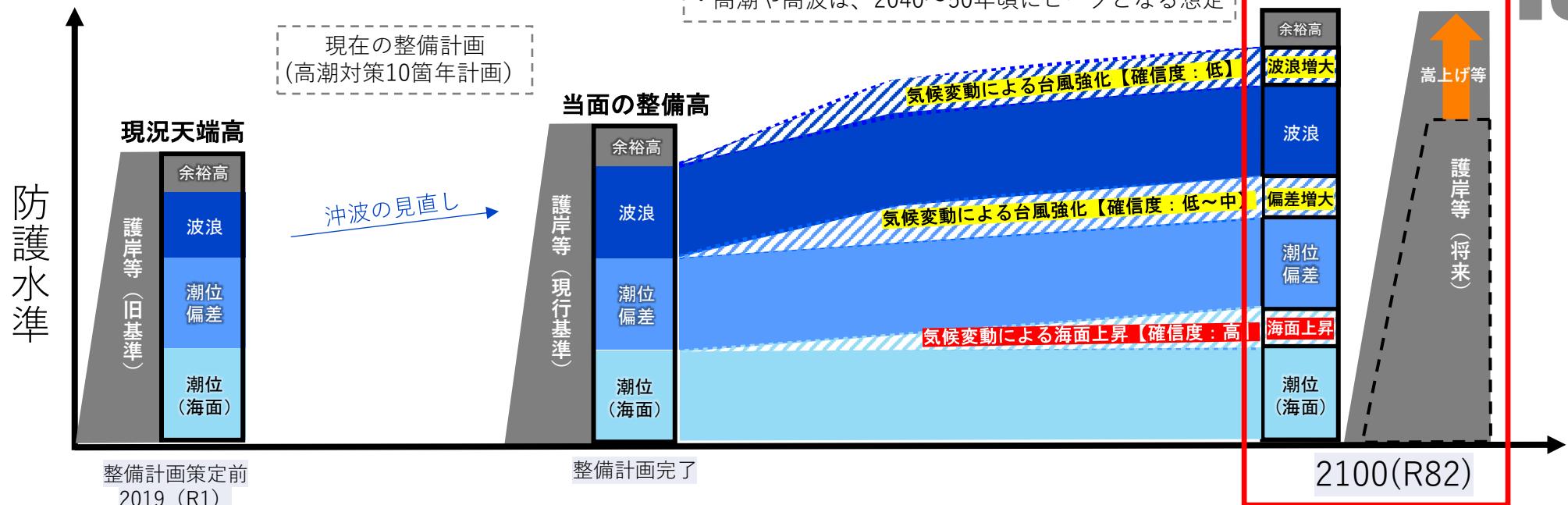
- 現行の整備計画「高潮対策10箇年計画」の早期完了。老朽化対策の「インフラメンテナンス計画」を継続的に実施
- 確信度が高い「海面上昇40cm」は防潮堤等の設計時に検討。

【中長期の方針】

- 今回の基本計画見直しを踏まえ、新たな整備計画を検討。
- 施設整備に加え、ソフト対策も組み合わせた多段的な対策を実施。

[基本計画の見直し]

- なお、気候変動の将来予測に関する知見は、今後も変わり得るため、気候変動の発現状況に応じて、適宜、防護水準の見直しを図る
- 見直しに際しては、地域・社会状況や、最新の科学的な知見等に基づき、隨時、対応策を検討





兵庫県